

第三者履行確認の義務づけの試行について（一部改正）

防衛省が実施する建設コンサルタント業務等について、業務成果の品質低下を防ぐ観点から、一部の業務については、「第三者履行確認の義務づけ」を既に行っておりますが、適用業務を拡大することとしましたのでお知らせします。

1 適用業務

現行 一般競争入札方式により実施する業務であって、1件につき予定価格が1,000万円を超える測量調査、土質調査、土壌汚染状況調査、既設建築物等診断調査、資材価格調査、電波障害調査等、実施設計及び事業監理業務（工事監理業務、積算・検査業務等の支援業務）について試行適用。

ただし、実施設計のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）上、建築士の資格を必要とする業務、工事監理業務のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）による工事監理者を要求する業務又は支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官が、履行確認を要しないと認めた業務を除く。



改正 一般競争入札方式により実施する業務であって、1件につき予定価格が500万円以上の測量調査、土質調査、土壌汚染状況調査、既設建築物等診断調査、資材価格調査、電波障害調査等、実施設計及び事業監理業務（工事監理業務、積算・検査業務等の支援業務）について試行適用。

ただし、実施設計のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）上、建築士の資格を必要とする業務、工事監理業務のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）による工事監理者を要求する業務又は支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官が、履行確認を要しないと認めた業務を除く。

2 実施方法

・予定価格が1,000万円を超える案件（現行の適用範囲）

開札後、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回っていた場合は、速やかに第三者履行確認の実施が可能か否かヒアリングを行い、可能である場合は、低入札価格調査を経て落札者を決定することとします。

第三者履行確認が実施できない場合には、次に落札者となるべき者を対象とし、その者が調査基準価格を下回っていた場合には、同様にヒアリングを実施し、低入札価格調査を経て落札者を決定することとします。

・予定価格が500万円以上から1,000万円以下の案件（適用拡大の範囲）

開札後、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格の算出方法に準じて算出した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回っていた場合は、速やかに第三者履行確認の実施が可能か否かヒアリングを行い、可能である場合は、落札者として決定することとします。実施不可能である場合は、次に落札者となるべき者を対象とし、その者が品質確保基準価格を下回っていた場合には、同様にヒアリングを実施し、落札者を決定することとします。

3 入札の無効及び業務成績評定の減点

開札後、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格又は品質確保基準価格を下回り、ヒアリングを行った結果「第三者履行確認の義務づけ」を実施できない者は、競争参加資格のない者に該当するものとし、入札を無効とします。

また、業務期間中に「第三者履行確認の義務づけ」が実施されない場合には、文書で警告又は注意をしたうえで、業務成績評定点を5点減点します。

4 適用時期

平成25年4月1日以降に入札・契約手続を開始する案件から適用します。

【問い合わせ先】

防衛省 整備計画局 施設計画課
契約制度企画室 契約審査係
03-3268-3111(内)36448、36449